

【総括—まとめ】

本研究における、アンケート、ヒアリング（「見学会」など）等の調査を通して、明かになったことをまとめると。

1 火葬場へのアンケート分析結果について

本研究における火葬場のアンケートでは、比較的遺体安置機能を持っていると思われる火葬炉 4 基以上を保有する火葬場を対象とした。

火葬場の処理能力（「設問 9-1」）については、全体的には「不足していない」が多くを占めているが、より大規模な施設で処理能力の不足感が多い。能力不足の理由（「設問 9-2」）は、「死亡者数の増加」、「施設の老朽化」が多くなっており、その対応（「設問 9-3」）は「新施設の検討」、「増設の検討」が主になっている。

遺体安置機能を有する火葬場（「設問 11-1」）は 70%であり、収容能力は平均 2.3 体であるが、多くは 1 体又は 2 体である。各施設の遺体安置の収容能力（「設問 11-3」）では、能力が高い火葬場が東日本、特に首都圏に集中している。能力が高い施設は、東日本では東京都大田区臨海斎場 24 体分、千葉県船橋市馬込斎場 16 体分、千葉県習志野市しおかぜホール茜浜と神奈川県川崎市南部斎苑 12 体分であり、西日本では高知県高知市斎場、宮崎県延岡市斎場の 10 体分である。遺体安置の機能（「設問 11-2」）は、遺体冷蔵庫がほとんどであるが、他に遺体安置室に冷蔵機能を持たせたものもある。ただし、施設の建設年代が古くなると遺体安置室に冷蔵機能の無い施設があり、西日本にやや多い傾向にある。

令和 2 年度の遺体の安置を行った実績（「設問 11-4」）は平均約 120 体であるが、多くは 0 体（実績なし）又は 1～50 体である。安置時間（「設問 11-5」）は平均 1.7 日間であり、多くは 2 日以下である。東日本と西日本を比べると、収容能力が多い東日本は実績が多く、安置時間が長くなっている。安置時間の近年の変化（「設問 11-6」）については「あまり変わらない」が 84%であるが、「増加している」が 10%を占めている。

安置時間が長い場合のトラブル（「設問 11-7」）については、「ある」が 1.6%と少ない。トラブルの原因は臭気に関するものであり、トラブルが非常に少ないと言える。

遺体安置の目的（「設問 12-2」）は、「火葬の順番待ち」が最も多くなっている。

遺体安置の設置時期（「設問 14」）は、「稼働当初から」がほとんどであり、今後の整備予定（「設問 15」、「設問 18」）については、現在遺体安置機能の有無にかかわらず「整備予定なし」がほとんどを占めているが、一部「現状設備の増設を予定」、「増設や整備を検討中」があった。

遺体安置の管理上の基準（「設問 17」）は、「室（装置）内の温度」、「故人名の貼り付け」、「面会の制限の厳守」となっている。「室（装置）内の温度」（「設問 17-1」）は、平均 2.8℃であり、2.1～5℃が多くを占めている。「室（装置）内の消毒、清掃等の衛生基準」（「設問 17-4」）は、いずれも使用後で、清掃、消毒、アルコール消毒、オゾン消毒等となっている。

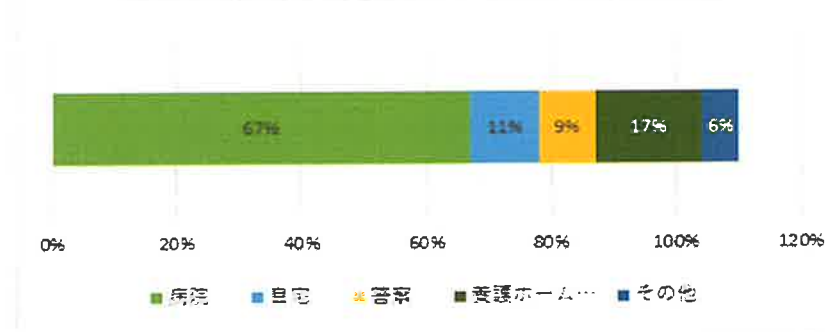
ガイドラインの「2-7 火葬」に基づいた処理（「設問 10-1」）は、「行われている」が 74.1%、「概ね行われている」が 23.7%、「行われていない」が 2.2%、「知らなかった」が 0（0.0%）であり、「行われている」「概ね行われている」で 97.8%を占めている。

本研究の結果、遺体の安置時間は平均 1.5 日であり、多くは 2 日以下であることが分かり、安置時間が長い場合のトラブルも非常に少ないことなどが分かったが、10%の火葬場が安置時間が増加していると回

答しているほか、今後の死亡者数の増加に伴う火葬件数の増加に伴い、遺体安置機能の必要性も増すと考えられることには留意する必要がある。

2 葬儀場(遺体安置施設)へのアンケート分析結果について

遺体引取先別 葬儀施行件数比 (複数回答)



葬儀事業者が「ご遺体をどこから引き取っているのか」([設問2])については、「病院」からは総じて7割程度。「自宅」からは1割強。「警察」からは1割弱。「養護ホーム等」からは2割弱(複数回答)であった。「葬儀までの遺体安置はどうか」では(複数回答)、「遺族の自宅」は、請け

負った葬儀の施行件数のうち、「20%以下」が63件、48%。「他社の葬儀場・遺体安置施設」では「20%以下」は42件、16%。「お寺」は「20%以下」が35件、27%。「公営葬儀場・火葬場」は「20%以下」が21件、8%であった([設問3-2])。

葬儀場による遺体を安置するための受け入れ体制について([設問7-1])、「不足している」は206件(27%)。「不足していない」は500件(65%)である。そして「不足」している場合の対応は([設問7-4])、「既存葬儀場の増設・改築」により(専用)の遺体安置施設を新たに設けることが検討されている。

遺体を安置するにあたって、特段の問題となった事例の有無について尋ねると([設問8])、「問題があった」のは126件(16.3%)、「(問題は)ない」のは587件(76.1%)。重ねて、「問題があった」という126件(16.3%)について、具体的記述で述べられた事例は、「不足」が34件、「臭い」が11件、「遺族面会の重複」が10件、「コロナ関連」が8件、などが主なものである。

現状における葬儀場での遺体の安置(平均待機)期間は([設問9-5①])、「1日以下」は17.8%。「2日以下」は56.4%(ほぼ6割弱)。「3日以下」は84.2%(ほぼ8割強)。そして、「4日以下」までとすると、94.8%と9割を超える。ちなみに、「最大」期間は「8日以下」が79.4%と8割弱を占めるため、現状での遺体安置は基本的には「長くても1週間」といえることになろう。ただし、火葬場における遺体安置と同様に、今後の死亡者数の増加に伴う火葬件数の増加に伴い、遺体安置機能の重要性も増すと考えられることには留意する必要がある。

本研究では死亡者数の増加する一方、火葬場は老朽化等が進み、新規整備には長期間を要するため、火葬までの期間、遺体を衛生的かつ安全に管理する「安置施設」に注目した。他方、遺体安置の目的について尋ねたところ([設問10-2])、「遺族が揃うまで」「葬儀の日程調整」などという回答が「火葬の予約待ち」と同程度の回答数であったことは注目される。

「新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方 及び その疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月29日付 厚労省・経産省)について尋ねた(「設問18-1」)。ガイドラインの「2-4 納棺」「2-5 遺体搬送」「2-6 通夜・葬儀」に際してガイドラインに基づいた対応の履行がなされているか尋ねたところ、「行われていない」「知らなかった」「不明」の合計は、109件(15.2%)。協会や団体に所属している葬儀事業者(葬儀場)でも、こうした回答であることを考えるなら、未組織の葬儀事業者における周知状況には懸念される。

3 葬祭場及び遺体安置施設を規制する条例等の調査研究について

総括と今後の課題

(1) 施設に対する規制の態様

①条例により、葬祭場及び遺体安置施設(以下総称して「葬祭場等」という。)について規制を行うケースについては、現状、都市計画的な視点から、良好な近隣関係の保持や健全な生活環境の維持及び向上、区民の福祉の向上や魅力のあるまちづくり等の目的のもとに制定された条例の中にこれらの施設を取り込むことにより、一定の規制が行なわれている。この場合、地方公共団体は、この条例の定めに従い建築主が作成・提出した計画書により、その施設の規模や業務の概要を把握できることになる。しかしながら、建築に関する規制を主眼としている場合、事業の具体的内容の把握という点に関しては限界がある。

②これに対して、指導要綱等により葬祭場等について規制を行うケースについては、現状、葬祭場等、さらにはエンバーミングを営む施設自体を対象として規制を行なおうとするものであり、事業主による区長への事業計画の提出と事前協議等を通じ、より直截に当該葬祭場等の事業の規模内容等を把握することができていると考えられる。そうした手法は、施設建物の建築主と施設の事業主が一致しない場合があり得ることに照らしても、その事業の実態把握にはより適した手法である。

(2) 規制の内容に関する検討

①条例による規制を行うケースでは、葬祭場等の用途に供する建物の建築やそのような目的の用途変更に対して届出を求め、区長のまちづくりへの事業者の協力や近隣周辺住民との調和を図ることを事業者の義務として定めている。

それらの義務は多くの場合「努力義務」であり、その実効性確保のための手段は、区長による指導、勧告、助言に留まるか、あるいは勧告に従わない事業者の事実の公表という比較的穏当なものに止まっている。但し、練馬区まちづくり条例は、「遺体保管庫」を含む葬祭場等に供する部分の床面積の合計が1000㎡未満の建築物の建築をする場合であっても区長に届け出ることとし、区長は、これを怠った事業者に対して、工事の停止、中止その他必要な措置をするよう勧告し、これに従わない事業者に対しては違反事実の公表をする権限を規定し、更には是正命令を発しても従わない事業者に対しては、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処することを定めている。

他の条例に比べ、非常に厳しい姿勢で臨んでいることが窺われる。

②指導要綱等による規制を行うケースでは、概ね「葬祭場等の設置に伴う近隣住民との紛争の未然防止

と良好な住環境の形成に資する」という目的を掲げ、a 施設の設置に関する事項と、b 施設の管理及び運営に関する事項を定めている。

a に関する定めは、①一定の幅員の道路への接道義務、②施設外壁（ないしは柱）と隣地境界線と一定の距離を保つ義務、③敷地内の緑化推進義務、④駐車場の確保義務、⑤施設と周辺町並みとの調和を図る義務、等である。

また、b に関する定めとしては、①花輪の設置や通夜・告別式は施設の範囲内で行なう義務、②敷地内の棺や遺体の運送作業の際に、施設の外部から視認されないように努める義務、③管理及び運営を適切に行ない近隣住民等からの苦情に対して速やかに誠意を持って対応する義務を定めるほか、④葬儀の際の音、線香の臭いその他の臭気が近隣住民等への生活環境に支障を及ぼさないよう、設備等に対策を講じる義務、⑤廃棄物及び排水を適正に処理する義務、など多くの義務が定められている。

なお、大田区のまちづくり条例第4章には、葬祭場等事業者の施設の設置、管理及び運営に関する遵守事項が上記指導要綱等と同程度ないしはそれ以上に詳細に定められており、今後条例により葬祭事業者等に関する準則を定めようとする場合には非常に参考になる。

指導要綱等は、条例のように法的性質をもって直接国民の自由を制約しうるものではない。そのため、葬祭等の事業者に課された上記の義務違反に対してはペナルティを伴うものではなく、その実効性の確保という点では条例には及ばない。一方で、事業者の責務に関しては条例に比べて相当詳細かつ幅広く規定されている。

しかしながら、遺体に関する取扱いや保管方法に関する注意事項を具体的に定めている例は極めて少なく、新宿区の指導要綱が「遺体洗浄、遺体保管機器洗浄等に使用する設備は敷地内に設置する」旨を規定し、千葉市の指導要綱が「遺体の保管は遺体安置用冷蔵庫等により適切な保管方法を講じる」旨規定している例が見られるに過ぎず、そのほかの事例を確認することはできなかった。

また、葬祭場等の管理、運営に携わる職員に関して、何らかの専門的な知識の具備や資格要件を定めている例はこの度の調査では見出すことができなかった。今後、葬祭場等の実態の把握とあるべき姿の分析や検討が進むにつれて、より踏み込んだ準則が策定されてくるものと思われるが、現状においては、廃棄物処理法や医療・公衆衛生、良好な環境を維持するための法令、条例による規制を念頭に、事業者に対して適正な処理を求めることにとどまっているのではないかと思料される。

（参考）各条例・要綱等の概要一覧表

	法形式		対象施設			規律の内容					名称	
	条例・規制	要綱等	葬祭場	遺体保管所	エンバール施設	長との事前協議	住民への説明	環境整備事項	管理運営事項	罰則		具体的注意事項
世田谷区	○		○	○	○		○	○	○			世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に

												関する条例
練馬区	○		○	○	○	○	○	○		○		練馬区まちづくり条例
大田区	○		○	○	○	○	○	○	○		○	地域力を生かした大田区まちづくり条例
足立区	○		○	○	○	○	○	○	○			足立区ユニバーサルデザイン のまちづくり条例
品川区		○	○	○	○	○	○	○	○		○	品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱
荒川区		○	○	○	○	○	○	○	○		○	荒川区葬祭場、遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱
新宿区		○	○	○			○	○	○		○	新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱
文京区		○	○	○	○	○	○	○	○		○	文京区葬祭場等の設置に関する指導要綱
千葉市		○	○	○	○		○	○	○		○	千葉市遺体保管所の設置、管理及び運営に関する指導要綱
成田市		○	○	○	○	○	○	○	○		○	成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱
川崎市		○	○	○	○		○	○	○		○	川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱

(3) 今後の課題

葬祭場等の施設は、周辺地域の環境に一定の影響を及ぼし近隣住民との軋轢を生じさせる可能性のある施設である反面、大規模自然災害の発生時には地方自治体と連携しつつ公衆衛生や地域環境の維持に有用な役割を果たすことが期待される施設でもある。

それ故、各地方自治体がその地域における遺体安置施設の実態を把握し、その設置、管理及び運営が適法、適切に行なわれるための準則を定めることの重要性は増加しつつある。

現状ではその手法は、まちづくり条例の中に当該準則を盛り込むか、それに特化した指導要綱等を策定するかの二通りがあることは既述の通りであるが、新たに条例を定めるという手法も考えられる。

いずれの手法をとるにせよ、遺体安置等の実態を的確に把握するとともに、適切な設置、管理及び運営を実現させた上で、ここに紹介した内容が地方自治体にとって参考となれば幸いである。

4 海外の葬祭場等を規制する法令・規制等の調査報告

この研究では、「オーストラリア [南オーストラリア州]」「イギリス [イングランド・ウェールズ]」「オランダ」「アメリカ合衆国 [オハイオ州]」「台湾」における法、規制、ルールについてまとめた。その結果を整理すると、次のとおりとなる。

(各国対照表)

水分類	小分類	南オーストラリア 埋葬及び火葬に関する規則	イギリス (イングランド・ウェールズ) 埋葬法	オランダ 埋葬法	アメリカ (オハイオ州) 葬儀法	台湾 殯葬管理法	
遺体の管理・保管	遺体の管理・保管	遺火葬の身元確認の要旨 (違反した場合は1万ドル以下の罰金)、遺体の後遺者が遺出するのを妨ぐ等の要件を満たす旨の書面 (違反した場合は5000ドル以下の罰金) が定められている。 但し、遺体の管理・保管の事業を行う上で特に届出を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。	「遺体の処分」における「探検及び埋葬に関する指示及び埋葬の要旨」にて (1) から (9) までの項目が盛り込まれている。 しかし、遺体の管理・保管の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	「葬儀の一般的な規則」のほか「探検」として「埋葬または火葬は、死後36時間以内、遅くとも死後6営業日以内に行われる。(規則第80条 次者は、3か月以下の拘留または第3種の罰金に処する。)」という形で遺体の「保管期間」を定めている。 しかし、遺体の管理・保管の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	葬儀事業又はエンバマーは、申請者の入札要件 (例: 所定のコースで少なくとも12か月の指値を完了、25人の遺体の防腐処理補助経験)、その他要件 (例: 保証書又は保証金の発行者の在籍、施設要件) を満たしている必要がある。その要件を満たしている場合には、許可が与えられる。 また、施設整備を受けなければならない。葬儀事業に際しては、許可なしに当該事業を行うことは禁止されている。葬儀事業に際しては、許可なしに当該事業を行うことは禁止されている。葬儀事業に際しては、許可なしに当該事業を行うことは禁止されている。葬儀事業に際しては、許可なしに当該事業を行うことは禁止されている。	遺体の管理・保管の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	
遺体の運搬・移動	遺体の運搬・移動	身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させること禁止 (違反した場合は1万ドル以下の罰金)、車庫内で遺体が動かないように固定されている場合を除き、遺体を車両に乗せて運搬してはならない、とされている。 但し、遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	
感染症罹患者 (遺体)	感染症罹患者 (遺体)	感染症罹患者である場合を含め、他の医師が合理的に対応できない状況下の死亡について、医師が死亡診断書を発行する場合、死亡後24時間以内に死亡診断書を発行するため、医師は「必要」項目を記載した宣誓書を死亡診断書に添付するものとする、とされている。	「葬儀執行者 (事業者)」について、「探検及び埋葬の申告の要旨」「遺体を掘出し又は掘けぬる者の要旨」が定められており、これらの場が「探検及び埋葬の要旨」の発行を義務付けている。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	「探検及び埋葬の申告の要旨」について「探検サービス」の提供に認められる者によって定められている (要旨) と定められている。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	「探検及び埋葬の申告の要旨」について「探検サービス」の提供に認められる者によって定められている (要旨) と定められている。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	感染症罹患者の検出時は、確認した限りでは見当たらないが、公衆衛生上求められる殯葬場の設備として、「公衆衛生設備」(「他の」) 設備に基づき設置しなければならない。その他の設備) を挙げている。また、その設置基準等によって具体的な規則が定められている。	感染症罹患者の検出時は、確認した限りでは見当たらないが、公衆衛生上求められる殯葬場の設備として、「公衆衛生設備」(「他の」) 設備に基づき設置しなければならない。その他の設備) を挙げている。また、その設置基準等によって具体的な規則が定められている。
葬儀執行者 (事業者)	葬儀執行者 (事業者)	葬儀の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	「葬儀執行者 (事業者)」について「探検及び埋葬の申告の要旨」「遺体を掘出し又は掘けぬる者の要旨」が定められており、これらの場が「探検及び埋葬の要旨」の発行を義務付けている。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	「探検及び埋葬の申告の要旨」について「探検サービス」の提供に認められる者によって定められている (要旨) と定められている。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	「探検及び埋葬の申告の要旨」について「探検サービス」の提供に認められる者によって定められている (要旨) と定められている。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	この規則に違反した場合は、60,000台湾ドル以上300,000台湾ドル以下の罰金刑罰科せられるものとし、重篤な活動の停止命令が科せられる。その命令に従わずに葬儀を執る者は、再度罰金刑罰科せられるものとして、確認した限りでは見当たらない。	この規則に違反した場合は、60,000台湾ドル以上300,000台湾ドル以下の罰金刑罰科せられるものとし、重篤な活動の停止命令が科せられる。その命令に従わずに葬儀を執る者は、再度罰金刑罰科せられるものとして、確認した限りでは見当たらない。

統 括

今回の調査では葬儀場（葬儀事業者）の調査は（一社）全日本冠婚葬祭互助協会及び全日本葬祭業協同組合連合会に協力いただき、その会員、組合員に施行をしたものである。

こうした団体に所属していない葬儀事業者等については今回の調査で把握していない点についてはご留意いただきたい。

そうした留意点はあるものの、本研究による調査の結果の解析・取りまとめを通じて、人が死亡してから火葬されるまでの遺体の取扱いの現状等を把握した。もとより遺体の取扱いについては、地域の慣習や住民の宗教的感情等によって異なることから、こうした課題への対応自体は、各々の地方公共団体で地域の実情に応じ検討がなされるべきものであり、あるいは葬儀事業者における自律性ある対応が求められるが、そうした検討にあたって参考となるものを取りまとめた。

取りまとめた報告書を葬祭事業者や火葬場等、事業者に周知することにより、その適切な対応の促進に資することが期待できると考えている。

最後に。

本研究の遂行にあたり、まず、「葬儀場におけるご遺体の取扱いの状況に関するアンケート調査」の施行にあたっては、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び全日本葬祭業協同組合連合会（五十音順）のほか経済産業省にもご相談させていただきました。回答については、多くの葬儀事業者等の皆さま方からのご協力をいただきました。深謝致します。

また、遺体安置施設の見学では、「想送庵カノン」の運営主体である「あなたを忘れない株式会社」。「ハース・ジャパン東京営業所」の「株式会社ハース・ジャパン」。「ステーション町田」の「株式会社吉澤企画」。「ラステル新横浜」の「株式会社ニチリョク」より、ご協力いただきました。感謝いたします。

そして、「火葬場における遺体安置に関するアンケート調査」の施行にあたっては、多くの地方公共団体をはじめとする火葬場の運営主体、ご担当者からのご協力をいただきました。ありがとうございました。

その他、多くの関係者の皆さま方からのご協力をいただくことで、本研究をまとめることが出来ました。改めて深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

厚生労働行政推進調査事業費補助金
厚生労働科学特別研究事業

新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、
墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究

令和3年度 総括・分担研究報告書

令和5（2023）年3月

研究代表者 横田 睦
公益社団法人 全日本墓園協会 理事・主管研究員

公益社団法人 全日本墓園協会

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-12 山萬ビル

TEL 03-5298-3282

FAX 03-5298-0085

info@zenbokyo.or.jp

